

政務官
書記官
回付（決行前）

(決行後)

省軍
13.11.29

課計主

審記
筆記
3.11.24



陸

7311.2

250

(陸支密)

副官ヨリ航空本部長、陸軍造兵廠長官へ通牒
首題ノ件別紙ノ通り定メラレタルニ付依命通牒ス

陸支密第四五四號

昭和七年十月五日



別紙

陸
軍

説明

本要領第一第二項ニ関シテハ既ニ
十月三日大臣ノ決裁ヲ經タリ
第三項以下ハ關係部隊トハ應
内協議ズミナリ

銃
砲
課

1452

陸軍造兵廠名古屋工廠飛行機工場移轉要領

一、首題ノ工場ハ成ルヘク速ニ立川附近ニ移轉シ造兵廠名古屋工廠

立川兵器製造所（陸支密ニヨル臨時編成トス）ヲ設置ス

其ノ規模ハ名古屋工廠ニ於ケル現在設備中移轉ヲ適當トスル器具機械ト造兵廠設備費（臨時軍事費）五百萬圓以内トヲ以テ爲シ得ル範圍トス

二、現名古屋工廠内ノ首題工場引充土地、建物其他移轉ヲ不利トスル諸施設ハ之ヲ殘置シ其他ノ諸機械等ハ原則トシテ立川ニ移轉ス

職員以下ニ就テモ現ニ該工場ニ従事スルモノハ原則トシテ立川

ニ移ラシムルモノトス

三、移轉ノ實施ハ昭和十四年三月ヨリ開始シ同年下半期ニ完了スルヲ目途トシ成ル可ク速ニ實施スルモノトス

四、土地買収及建築ハ陸軍造兵廠ヨリ陸軍航空本部ニ依託スルモノトス

五、設備計畫並移轉ニ關スル人事、作業、技術、會計等ノ細部事項ハ陸軍航空本部ト陸軍造兵廠ニ於テ協定スルモノトス

1456

1455

昭和十三年十月三日

軍事課

首題ノ件ニ關シテハ大臣ノ決裁ヲ經タル
ニ付銃砲課及航空本部ニ於テ逐次實行ニ
移サレ度

陸軍

昭和二三・九二八
軍事課

陸軍造兵廠名古屋工廠飛行機工場移轉ノ件

一 首題ノ工場ハ成ルヘク速ニ立川附近ニ移轉シ造兵廠名古屋工廠立
川兵器製造所（陸支密ニヨル臨時編成トス）ヲ設置ス其ノ規模ハ
名古屋ニ於ケル現在設備ヲ標準トス

ニ現名古屋工廠内ノ首題工場引充土地、建物其ノ他移轉ヲ不利トスル諸施設ハ之ヲ殘置シ其ノ他ノ諸機械等ハ原則トシテ立川ニ移轉ス職員以下ニ就テモ現ニ該工場ニ従事スルモノハ原則トシテ立川ニ移ラシムモノトス

右ニ要スル經費ハ造兵廠設備擴張費ヨリ五百萬圓以內ヲ引充ツル

モノトス

四 移轉ニ關シテハ航空本部ハ造兵廠ニ對シ所要ノ援助ヲ與フルモノ
トシ又必要ノ職員ヲ兼勤セシムルモノトス

五 將來本工場ハ航空本部へ移管スルモ其ノ時期及方法等ニ關シテハ
改メテ研究スルモノトス